緊急事態宣言発令下における 保育所等の新型コロナウイルス感染症への対応について

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 大谷 泰夫 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会 長 万田 康 公益社団法人 全国私立保育園連盟 会 長 小林 公正

新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大の重大な局面が継続している現況に鑑み政府においては4月7日に緊急事態宣言を発令し、さらに4月16日に対象地域が全国に拡大されるとともに13の特別警戒都道府県が設定され、外出の自粛や在宅勤務のより強力な推進が要請されることとなりました。

このような状況下で保育所等は「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる 事業者」として保育の継続が要請されています。

保育所等は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために闘う最前線の一つであり、保育現場で働く職員は、その認識のもと市民生活維持に不可欠な職種の方、就労が必要な世帯のために保育の継続に全力を尽くしていますが、保育現場において感染した職員が、保護者会で追及される事案も報告されています。

さらに園内でクラスター感染が発生している現況がこれからも継続・拡大することも懸念されます。そのような局面を生じさせないためにも、保育所等の子どもと家族、職員の健康を守り、保育を継続していくため、下記についてご配慮いただくようお願いいたします。

I. 保育所等の対応ついて

加藤厚生労働大臣におかれましては、3月 13 日と4月 10 日の会見で保育所等の開所に尽力する現場関係者に謝意を述べて頂きましたことに感謝を申し上げます。

今般の感染症対応により保育の現場では、少人数に分かれての保育、消毒作業の徹底、保護者等との連絡・調整など、日常と異なる業務の従事を継続的に行っておりますが、保育が医療体制の維持、国民生活・社会の安定、国民経済維持のすべてにわたり、必要不可欠な社会福祉事業であることを保育関係者は自覚し、感染リスクに晒されながらも、保育に携わることを使命として懸命に努めております。

また、現在も保育を継続できている現状は、登園を自粛している保護者・家族の協力によるものです。テレワークなどが進んでいますが在宅勤務の実現が難しい事業所もあります。国は省庁を超えて保護者の環境づくりを推進していただくことも必要です。

外出自粛や自治体の登園自粛要請に伴い、在宅で生活する時間が長くなっていることに鑑み、児童虐待やドメスティック・バイオレンスの防止の視点から、子どもたちのストレスの軽減や保護者への支援について、保育所等における取り組みも求められています。

私たちは、これらの現状と課題や保育所等の役割を広く社会に訴えてまいりますが、国も国民や利用者の生活のために大切な保育の維持について、理解促進・周知にご支援くださいますよう、お願いいたします。

2. 緊急事態宣言以降の対応について

緊急事態宣言が継続する5月6日の期限までに感染拡大がとまることを望みますが、宣言期間が延長された場合などには、自治体とも連携して感染拡大防止の適切な措置をお願いいたします。

併せて、緊急事態宣言が解除される際には、各地域の状況に応じて安全性を確保した再開へ配慮していただくとともに、自治体と緊密に連携して対応していただくようお願いいたします。

またこれらの場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、代替措置を含め必要な者に保育が提供されないということがないよう十分に検討されることを前提として、感染予防に留意したうえで規模を縮小して開所するという方針に協力していきたいと考えています。

3. 感染防止・衛生用品確保への一層の支援について

マスクや消毒用アルコール等衛生用品の供給について、国のこれまでの

ご尽力に感謝申し上げます。しかし、依然として供給が不足し、発注・納品が 困難な状況が続いており、購入できる場合であっても価格が高騰しています。

保育所等において衛生管理については最大の配慮のもと保育の提供を継続していますので、国や自治体におかれては現下の流通等の状況を勘案し、引き続き感染防止・衛生用品の供給を確保する取り組みをお願いいたします。

なお、通常の災害と異なり全国的に不足するという今回の事案を通じて、 今後公的機関等での備蓄の検討などをお願いいたします。

以上